

岐阜県教職員組合 実習教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年8月4日 15時30分～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（16：30）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和3年8月4日）

要 望 事 項		回 答
1 実習教員の賃金とその制度について		
1)	2016年岐阜県教育委員会発令「実習助手等の取扱い」の中での「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」とは県が補職名としている「実習教諭」に当たるとの解釈でよろしいですね。	給与条例の級別標準職務表に規定する「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」は、給与条例上の実習助手のうち、実習教諭かつ実習教諭としての一定年数経験者を想定しています。 実習教諭の昇格基準については、平成26年度より変更後の基準で運用を始めたところであり、引き続き他県の状況等を参考に検討してまいります。
2)	①上記1)の適用により給与表1級の実習助手は、実習教諭昇格後、即刻2級昇級として下さい。また、現行の実習教諭に任用されてから2級昇格までの期間がある事の原因を教えてください。 ②昨年採用になった。特別支援学校の実習助手の昇給昇格制度についても他の教科の実習教員と同様になるようにして下さい。	特別支援学校の実習助手の昇格については、今後検討してまいります。
3)	「実習免許」取得のための、県主催の認定講習の計画的開催をして下さい。	現在、本県の免許法認定講習は、他校種免許取得の推進及び特別支援学校教諭免許取得推進のための講習を開催しており、当分の間、実習教諭免許取得のための講座を開講することは困難な状況です。 平成28年度及び令和元年度に実施した、実習免許を含めた認定講習の受講希望調査を、今後も定期的に行うほか、他県における講習開催状況や関係大学の実施体制の把握等に努め、開講の必要性を検討します。
4)	実習教諭の再任用については引き続き現在の条件(2級での退職、再任用)を継続して下さい。	現在、実習助手および実習教諭として定年退職された方の再任用職員につきましては、退職時の職で任用しています。今後も継続していきたいと考えております。
2 実習教員が職場で十分な教育活動ができるよう以下の条件整備をお願いします。		
1)	全ての実習教員が、担当する教育現場に置いて生徒に十分な実験実習が出来るよう、各教育現場に適応する資格取得と技術的研修を保証して下さい。	必要な資格取得のための研修等については、その必要性を鑑みながらの個別の判断となります。
2)	ベテランで経験豊かな実習教員が有する専門的技術、技能の伝承のために、実習教員の複数配置をおこなうとともに、年代を超えた実習教員の交流の場を設定してください。	ここ数年採用数を増加し、平成26年度から令和3年度で比較をすると、非正規職員の比率が約10%も減少しております。今後も県全体の状況を踏まえながら取り組んでいきます。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和3年8月4日）

	要 望 事 項	回 答
3)	各学校で、実習教諭・実習助手の職務が明確でないために、どこまでが自分の仕事としておこなうべきか疑問を持ちながら働いている実習教諭・実習助手が多くいます。各学校で、教諭、実習教諭、実習助手それぞれの職務の明確化をおこなうように各校長を指導してください。	実習助手及び実習教諭の職務については学校教育法あるいは県の管理規則に定められているとおりであり、教諭の職務「児童（生徒）の教育をつかさどる」とは異なっています。しかしながら、実習助手あるいは実習教諭と教諭が、その他の教職員も含め相互に連携・協力しあい学校の教育活動を支えていく重要な担い手であることに変わりはありません。今後も、学校の様々な教育活動が円滑に実施できるようご協力いただきたいと思います。それぞれの職務については、校長会等の機会を捉えて周知していきたいと考えます。
4)	実習教員の人事については、実習教員の専門性を重視して行って下さい。	人事異動につきましては、他の職と同様、県民の学校教育に対する期待に応える特色ある学校づくりが推進されるよう、適材を適所に効果的に配置し、もって全県的な教育水準の維持向上を図ることができるよう行っています。
3	実習助手の採用選考試験についてお願いします。	
1)	「岐阜県の求める実習助手」を、再度明記するようにしてください。	明記の経緯等を確認した上で、検討をします。
2)	試験内容、日程の発表を、遅くとも試験日の2か月前におこなってください。	受験予定者への配慮として、できうるかぎり早期に発表できるよう検討します。
3)	各試験において、採点の視点を教諭の採用試験のように示してください。	例年、実施要項の「選考試験の内容」において、教員採用選考試験と同様に、評価の観点を明示しています。